

## 産業団地就業者神戸移住支援制度要綱

令和4年4月1日 都市局長決定

令和4年4月15日 改定

令和5年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定

### (目的)

第1条 この要綱は、産業団地内の事業所の就業者世帯が市内に転入する際の負担軽減を図ることにより、市内への移住を促進し、職住近接の魅力ある産業団地の形成と企業誘致の進捗を図ることを目的とする。助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月 神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業団地 神戸市が新都市整備事業において開発した以下の産業団地をいう。
  - ①西神インダストリアルパーク
  - ②神戸流通センター
  - ③神戸ハイテクパーク
  - ④神戸サイエンスパーク
  - ⑤神戸テクノ・ロジスティックパーク
- (2) 事業所 産業団地内で操業している事業所又は今後操業予定の事業所をいう。
- (3) 就業者 産業団地内の事業所において就業する者又は内定者等の就業の見込みを有する者をいう。なお、外国人（日本国籍を有しない者）については、適法な在留資格を有し、就労が認められている者に限り対象とする。また、就業者には契約職員、パートタイマー、派遣職員等を含むが、原則として当該事業所（派遣職員の場合は派遣元企業）において雇用保険の被保険者資格を有する者に限る。
- (4) 転入世帯 世帯の全部又は一部が神戸市外から神戸市内へ転入した世帯をいう。
- (5) 転入日 原則として住民票に記載された住定年月日をいう。ただし、市長が必要と認める場合は、転居及び居住の実態等により、転居の事実について合理的に判断できる日を転入日とすることができる。
- (6) 単身世帯 申請日時点で世帯人数が一人の世帯をいう。
- (7) 家族世帯 申請日時点で世帯人数が二人以上の世帯をいう。
- (8) 子ども 申請日時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出産予定の子を含み、就業者を除く）をいう。

(助成対象世帯)

第3条 助成金の交付対象となる世帯は、次に掲げるすべての要件に該当する世帯とする。

- (1) 転入日時点で、世帯の構成員に産業団地内の事業所の就業者を含むこと。
- (2) 転入日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの転入世帯であること。ただし、産業団地内の事業所への就業を理由に令和6年1月1日から3月31日までに転入し、令和6年4月1日以降に就業を開始する者を含む世帯については、交付対象の要件に該当するものとする。なお、世帯の一部が転入する場合は、転入者に当該就業者を含むこと。
- (3) 就業先の産業団地内の事業所が、別表に掲げる団体に加入していること、又は産業団地内の清掃や防災安全講習の実施等、産業団地内の操業環境の向上等に寄与する活動を事業所独自で行っていること。
- (4) 申請の日から2年以上、神戸市に継続して居住する意思があること。
- (5) 過去に本要綱及び産業団地就業者市内移住促進事業要綱（平成31年4月1日 都市局長決定）による助成を受けた者を含む世帯でないこと。
- (6) 当該年度に「神戸市子育て応援賃貸住宅住み替え補助事業実施要綱（令和4年5月20日 建築住宅局長決定）」による補助又は「神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業要綱（平成25年4月10日制定）」に基づく助成を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含む世帯でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、単身世帯で20万円、家族世帯で30万円とする。ただし、家族世帯において、転入者が産業団地の事業所の就業者のみである場合は、単身世帯とみなす。

- 2 転入者に子どもが含まれる場合、前項の助成金の額に、子ども一人あたり10万円を加算する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める期間内に、電子申請により、次に掲げる書類の電子データを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 転入世帯の世帯全員の住民票の写し
  - (2) 産業団地内の事業所で就業していることが分かる書類（様式第3号 在職（内定）証明書又は様式第3号-2 在職（内定）証明書（外国人就業者用））
  - (3) 転居の事実を確認できる書類（建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに類する書類）
  - (4) 出産予定の場合、母子健康手帳の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、次項による場合を除き、申請の日から2年間は前項各号の書類の原本を保管するものとし、市長から求めがあった場合は、速やかに原本を提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、申請者は電子申請に代えて、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に第1項各号の書類の原本を添えて申請することができる。

(審査及び決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、予算の範囲内で申請を受け付け、内容について審査を行い、助成することが適当であると認めるときは、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金交付決定通知書(様式第4号)を、助成することが適当でないと認めるときは、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金不交付決定通知書(様式第5号)を、原則として申請を受理した日から起算して30日以内に申請者に交付する。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条による助成金の交付決定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(世帯人数の変更)

第8条 第6条の規定に基づく決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、第5条に規定する申請(以下、「当初申請」という。)を行った年度内に限り、世帯人数の変更を申請(以下、「変更申請」という。)することができる。

2 前項の変更申請を行おうとする者は、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金変更申請書(様式第1号-2)に、変更が分かる書類(世帯全員の住民票の写し、出産予定の場合は母子健康手帳の写し)、誓約書(様式第2号)及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、内容について審査を行い、変更を承認することを決定したときは、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金変更決定通知書(様式第7号)を、変更を承認しないことを決定したときは、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金変更不承認決定通知書(様式第8号)を、原則として変更申請を受理した日から起算して15日以内に申請者に交付する。なお、変更申請による助成金の支給は、当初申請における助成金額と変更申請における助成金額との差額に限る。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき、若しくは助成金の交付決定後、第3条に規定する要件を満たさないことが新たに判明したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定に基づく交付決定の取消しを受けた者は、既に助成金を受給しているときは、市長が別に定める範囲で、受領した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく交付決定の取消し及び第2項の規定に基づく助成金の返還請求を行うときは、産業団地就業者神戸移住支援制度助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該交付決定の取消しを受けた者に通知する。

(報告等)

第10条 市長は、申請の日から2年間、必要があると認めるときは、申請者に対して、報告又は書類の提出(以下、「報告等」という)を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(調査等への協力)

第11条 市長は、この要綱に基づき助成金を交付した世帯に対し、産業団地就業者神戸移住支援制度の効果の検証のため、アンケート調査その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月15日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表1

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・西神工業会</li><li>・神戸流通センター連絡協議会</li><li>・神戸ハイテクパーク工業会</li><li>・神戸テクロジパーク協議会</li></ul> |
|---|

様式第 1 号

神戸市長 宛

産業団地就業者神戸移住支援制度助成金 交付申請書

産業団地就業者神戸移住支援制度助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請内容

	氏名 (生年月日)	住所 (電話番号)	勤務先
申請者	(フリガナ)  ( )	( )	(会社名) (連絡先) (派遣元企業※) (連絡先※)

※派遣社員の場合のみ記載

転入日	
世帯人数	人
転入者数	人 (うち 18 歳未満の子どもの数)
引越し前の住所	人

【助成金の振込先】

金融機関名		支店名	
預金の種類			
口座番号			
口座名義	(フリガナ) .....		

2. 添付書類

- 誓約書 (様式第 2 号)
- 住民票の写し
- 在職 (内定) 証明書 (様式第 3 号または様式第 3 号 - 2 (外国人就業者用))
- 転居の事実を確認できる書類 (建物賃貸借契約書、土地売買契約書の写しなど)
- 通帳の写し等 (振込先口座が記載されたもの)
- 妊娠中の場合、母子健康手帳の写し

神戸市長 宛

申請日：令和 年 月 日

産業団地就業者神戸移住支援制度助成金 変更申請書

産業団地就業者神戸移住支援制度要綱第8条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請内容

申請者 フリガナ 氏名： 電話番号：
住所：
勤務先： 派遣元※：

※派遣社員の場合のみ記載

Table with 3 columns: Category, 当初申請, 変更申請. Rows include: 新たに転入した世帯構成員の転入日, 世帯人数, 転入者数 (with sub-row for children under 18), 引越し前の住所.

2. 振込先

どちらかにチェックを入れてください。

- 当初申請と同一口座（下記口座情報は記載不要）
□当初申請と別の口座（下記口座情報に記載してください）

・口座情報

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 支店名, 預金の種類, 口座番号, 口座名義 (withフリガナ field).

3. 添付書類

- 誓約書（様式第2号）
■ 住民票の写し
■ 妊娠中の場合、母子健康手帳の写し
■ 振込先が当初申請と別の口座の場合、通帳の写し等（振込先口座が記載されたもの）

## 誓約書

- 私は、申請の日から2年以上、神戸市内に住民票を置き、生活の本拠地とします。
  
- 私は、本申請内容の確認のため、住民登録情報、暴力団との関係の有無を含む必要な調査を市長が実施することに同意します。
  
- 私は、過去に産業団地就業者神戸移住支援制度及び産業団地就業者市内移住促進事業による助成金を受けていません。
  
- 私は、本制度と神戸市子育て応援賃貸住宅住み替え補助事業又は神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業と重複して申請ができないこと、また神戸市において上記の補助又は助成との重複申請がないか調査し、その調査結果を審査及び確認に利用することに同意します。

上記のとおり誓約いたします。

住所 神戸市 \_\_\_\_\_

氏名 (自署) \_\_\_\_\_

年 月 日

せいやくしょ  
誓約書

- わたし わたし は、しんせい 申請の日から 2ねんいじょう 2年以上、こうべしな 神戸市内に す 住み続けます。
- わたし わたし は、しんせい 申請の日から 2ねん 2年の間、ざいりゅうきげん 在留期限が来たときは、ざいりゅうしかく 在留資格の こうしん 更新をします。
- わたし わたし は、ざいりゅうしかく 私の在留資格で認められていない かつどう 活動をしません。
- わたし わたし は、しちょう 市長が わたし 私の しんせい 申請した内容を ないよう 確認するため、かくにん 住民登録情報や じゅうみんとうろくじょうほう 暴力団との関係 ぼうりよくだん などの かんけい 有無などの ひつよう 必要な ちようさ 調査を じっし 実施することに どうい 同意します。
- わたし わたし は、か 過去にこの じよせいきん 助成金や さんぎょうだん 産業団地 ちしゅうぎょうしやしないじゅうそくしんじぎょう 就業者 じよせいきん 市内移住促進事業による じよせいきん 助成金を う 受け取っていません。
- わたし わたし は、ほんせいど 本制度と こうべしこそだ 神戸市子育て おうえんちんたいじゅうたくす 応援賃貸住宅 か 住み替え じぎょうまた 補助事業又は こうべしおや 神戸市親・ こせたい 子世帯の きんきよ 近居・同居 どうきよす 住み替え か 助成事業と じよせいじぎょう 重複して ちようふく 申請が しんせい できないこと、また こうべし 神戸市において じようき 上記の ほじよまた 補助又は じよせい 助成との ちようふくしんせい 重複 ちようさ 申請がないか ちようさ 調査し、その ちようさけつか 調査結果を しんさおよ 審査及び かくにん 確認に りよう 利用することに どうい 同意します。

じようき 上記のとおり せいやく 誓約します。

じゅうしょ 住所 こうべし 神戸市

しめい 氏名 じしよ (自署)





在職（内定）証明書（外国人就業者用）

事業所記入欄（申請者本人が記入した場合、この証明書は無効となります）

カナ 氏名		
生年月日		年 月 日
現住所		神戸市 区
就業 場所	事業所名	
	住所	神戸市 区
就業場所における 勤務開始(予定)年月日		年 月 日
所属部門		
就業場所における 雇用形態		<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> その他（ ）
在留カード番号		
在留期間満了日		年 月 日

上記の者が当社に勤務し、雇用保険の被保険者（公務員等を除く）であることを証明します。

令和 年 月 日

所在地：

事業所名：

代表者名：

発行者：所属 氏名

電話番号

加入している協議会（派遣職員の場合は派遣先の事業所が加入している協議会）にチェックをしてください。

- 神戸テクロジパーク協議会  西神工業会  
 神戸ハイテックパーク工業会  神戸流通センター連絡協議会  
 協議会には加入していないが、事業所独自で公共施設の清掃や防災安全講習等産業団地内の環境向上等の活動を行っている。（活動内容をご記入ください）

[ ]

\_\_\_\_\_様

神戸市長

産業団地就業者神戸移住支援制度助成金 交付決定通知書

付けで申請のあった助成金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金額                      ¥ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_様

神戸市長

## 産業団地就業者神戸移住支援制度助成金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり不交付に決定しましたので、通知します。

### 記

#### 1. 不交付とした理由

---

---

---

様

神戸市長

産業団地就業者神戸移住支援制度助成金

交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した助成金について、下記のとおり交付決定を取消しましたので、通知します。

記

1. 助成金額 ￥ \_\_\_\_\_

2. 取消の理由

---

---

---

\_\_\_\_\_様

神戸市長

産業団地就業者神戸移住支援制度助成金 変更決定通知書

令和 年 月 日付けの申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金額（変更後） ￥\_\_\_\_\_

2. 当初申請との差額 ￥\_\_\_\_\_

※上記差額を指定口座に振り込みます。

\_\_\_\_\_様

神戸市長

## 産業団地就業者神戸移住支援制度助成金 不承認決定通知書

令和 年 月 日付けの申請について、下記のとおり不承認と決定しましたので、  
通知します。

### 記

#### 1. 不交付とした理由

---

---

---